

(仮称) いじめ防止・青少年育成サポーター制度

趣旨

全ての児童生徒が安心・安全に生活し、学ぶことができる社会の実現を目指して、地域社会全体で、いじめや非行の防止など、青少年健全育成に資する活動を推進する。

内容

地域において子どもの見守りなどのいじめや非行の防止につながる活動に取り組む個人や団体等を市がサポーターに認定し、市がサポーターの活動を支援することにより、いじめの防止と青少年健全育成の一層の推進を図る。

主な活動の例

- 児童生徒に対する見守り・声かけ活動
- 子どもの居場所づくりや、児童生徒との交流活動（子ども食堂・学習支援・体験活動等）
- いじめ防止や非行防止の周知啓発への協力
- いじめや非行などの困りごとを抱える児童生徒を把握した際の関係機関への相談・通報

Step 1

いじめ防止対策出前講座

（サポーター養成講座）【7月～】

内容

多様な担い手の育成のため、講座の受講により、いじめや非行の防止等に関する正しい知識と、適切な対応方法を習得する。

方法

- ・市主催の講座の実施
- ・講師（市職員）の派遣
- ・講座動画の視聴
- ・講座テキストの配布

Step 2

サポーターの認定

【10月～】

対象

サポーター養成講座を受講した個人や団体等を市がサポーターとして認定

内容

- ・サポーター認定証の交付
- ・市ＨＰでの団体名の紹介

Step 3

サポーター活動の支援

【10月～】

支援内容

- ・地域での見守り活動への支援
- ・研修等への講師派遣
- ・市ＨＰやＳＮＳでの活動紹介
- ・その他サポーターが実施する自主事業への協力

いじめ防止対策出前講座

旭川市では、いじめに関する正しい知識と適切な対応方法を学び、地域でのいじめや非行の防止など、子どもの安心・安全につながる活動にお役立ていただくための出前講座を実施しています。



日時

平日の9時～17時までの希望する日時や場所に講師を派遣
時間は60分～90分程度で、受講者の希望により調整
※土日夜間は応相談

対象

旭川市内に在住・在学・在勤されている方が開催し、又は参加する集会、会合等で参加者がおおむね10人以上のもの

内容

- (1) いじめ防止対策「旭川モデル」の取組紹介
- (2) いじめの定義やいじめへの適切な対応
- (3) (仮称)いじめ防止・青少年育成サポーター制度の紹介 など

申込

オンライン申請又は電話にて受付



その他

- ・当日は筆記用具をお持ちください。
- ・会場は受講者側でご用意ください。
- ・会場の用意が難しい場合、子ども総合相談センター(10条通11丁目)で実施することも可能です。希望の際はお申し出ください。

問合せ

旭川市いじめ防止対策推進課
電話：0166-76-5523

